

平成20年2月8日

各位

会社名 三洋電機株式会社  
代表者 代表取締役社長 佐野 精一郎  
(コード番号 6764 東証第一部・大証第一部)

東京証券取引所による「監理銘柄（審査中）指定の解除」、  
「改善報告書」提出請求ならびに、「注意勧告」について

当社は、本日、株式会社東京証券取引所（以下、東証）より、平成20年2月9日付けで当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨の通知を受領いたしました。また、適切に情報開示等を行う為の改善報告書の提出を求められると共に、課徴金納付の決定に関する注意勧告を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は、平成19年12月25日付で、平成15年3月期から平成19年3月期までの有価証券報告書及び平成16年9月中間期から平成18年9月中間期までの半期報告書に係る訂正報告書の提出などについて開示を行いました。この開示内容から、東証より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移および訂正報告書提出後の審査結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として監理銘柄（審査中）に指定されておりましたが、本日、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、監理銘柄（審査中）指定が解除されることが決定いたしました。

2. 改善報告書の提出について

当社が、過年度の決算短信等の訂正を開示した件について、金融商品に関する会計基準適用初年度の平成13年3月期から平成16年3月期までの関係会社株式減損の要否判定対象会社の選定に係る重要性の判断や、業績の激しい半導体事業等を中心として関係会社の回復可能性の判断につき、会計基準・実務指針に十分準拠すべく総見直しを行ったことなどにより、重要な訂正を伴う決算内容を開示していたことが判明しました。これは、当社の社内管理体制の重大な不備に起因するものであり、当社において、適時開示を適切に行うための体制について改善の必要性が高いことから、有価証券上場規程第502条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められたものです。

3. 注意勧告について

当社は金融商品取引法第172条の2第2項に規定する、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した行為に該当すると認定され、金融庁より平成20年1月18日付けの課徴金納付命令の決定を受けたため、平成20年2月8日に、有価証券上場規程第507条第1項の規定に基づく注意勧告を受けました。

当社は、東京証券取引所からの注意勧告及び改善報告書の請求を真摯に受け止め、回答していく所存です。昨年12月25日に開示しました有価証券報告書の過年度訂正に起因する監理銘柄指定以来、株主、投資家の皆様とお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような問題を起こさぬように、内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、邁進すると共に、全社一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼の回復に取り組んで参る所存であります。皆様におかれましては、引続きご指導、ご鞭撻を賜りたく謹んでお願い申し上げます。

以上